

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書

【2024年6月1日現在】

合同会社N i c o

ナースケアN i c o

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条及び厚生省令第80号第5条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業者概要

事業者名称	合同会社N i c o
所在地	北海道札幌市厚別区もみじ台北2丁目5-1
代表者	代表社員 西 咲
電話番号	070-1563-9755

2. 事業所概要

事業所名称	ナースケアN i c o
所在地	北海道札幌市豊平区福住2条10丁目3-8
管理者	西 咲
電話番号	070-1563-9755
メールアドレス	nursecare.nico@gmail.com

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：

・合同会社N i c oが開設する指定訪問看護ステーション「ナースケアN i c o」は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

また、医療保険訪問看護の実施にあたっては、健康保険法の趣旨に従い、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的としています。

運営方針：

- ・ナースケアN i c oは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ・ナースケアN i c oは、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に医療保険訪問看護を行い、日常生活の充実に資するようになるとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ・ナースケアN i c oは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・訪問看護の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種		常 勤		非常勤	備 考
		専従	兼務	専従	
管理者			1名		訪問看護師、法令遵守責任者兼務
訪問看護師	看護師	4名	1名	4名	管理者、法令遵守責任者兼務1名
	准看護師			1名	
法令遵守責任者			1名		管理者兼務

【職務の内容】

職 位	職 務 内 容
法令遵守責任者	法令遵守の指導・確認、事業運営に係る管理者の補佐 行政機関・医療機関・介護福祉事業所等との渉外業務 その他、事業運営に関する法令に関する業務の総括
管理者	事業所の運営・管理 指定訪問看護に係る利用者の管理及び従業者の管理 指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整 医療機関・居宅介護支援事業者との連携及び会議等への出席 指定訪問看護業務の実施状況の把握と事業の運営 従業者に対しての運営基準の指導・指揮命令 その他、指定訪問看護に係る業務の一元管理
訪問看護師	訪問看護計画等に基づく指定訪問看護の実施 利用者状態の把握と関係する医療機関・介護サービス事業所等との連携

看護補助者	複数名訪問時、看護師等の指導の下、療養生活上のお世話等の実施
事務職員	介護給付費・医療療養費等の請求事務 関係機関との通信連絡事務 訪問看護事業における書類の確認及び保管・管理 その他、事業運営に関する事務業務の総括

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日、祝日、12/30～1/2を除く）
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間	24時間365日

※ 緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算同意利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 通常の事業の実施地域

札幌市全域・またその周辺地域

7. 提供するサービス

- (1) サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) 主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
- (3) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましても、担当訪問看護師又は管理者にご遠慮なく質問してください。
- (4) サービス提供にあたっては、(介護予防・医療保険(精神科含む))訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施いたします。
- (5) 提供した訪問看護に関しては、適切に訪問看護記録等に必要な事項を記載します。
- (6) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (7) 当事業所は、主治医に対し、(介護予防・医療保険(精神科含む))訪問看護計画書及び(介護予防・医療保険(精神科含む))訪問看護報告書を提出します。
- (8) 保険適用外訪問看護の提供にあたっては、別紙4に定める保険適用外訪問看護実施要領に基づき、適切にサービスを提供します。

主なサービス内容

<ul style="list-style-type: none"> ・症状、心身の状況の観察と健康管理 ・清拭、洗髪等による清潔の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケア（介護予防訪問看護での提供はありません。）
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理 ・リハビリテーション ・その他医師の指示による診療の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導・助言 ・食事、排泄等日常生活の世話
--	---

8. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体保護の為、緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 衛生管理

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 記録等の管理

- (1) 事業所は、指定訪問看護に係る計画書や記録等を、適切に管理・保管します。なお保管期間は、サービス提供が完結した日から5年間とします。
- (2) 利用者又は家族等は、事業所に対して保存されるサービス提供に係る記録等の開示を請求することができます。

11. 利用料の支払について

契約者は、別紙3に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を翌月末日までに下記いずれかの方法でお支払いください。

- (1) 現金での支払い
- (2) 指定口座への振込み（北洋銀行 厚別中央支店 普通 4666220 合同会社N i c o ）

12. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

- (2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

1.3. サービス実施時の留意事項

(1) 定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(2) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) 備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

1.4. 緊急時における対応について

- (1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者へ報告のうえ利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

- (2) 管理者は、市区町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- (3) サービス提供中に事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- (4) 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：全国訪問看護事業協会

保 険 名：訪問看護事業者総合補償制度

補償の概要：提供した訪問看護に起因する身体の障害及び財物の損壊に対しての補償。

1.5. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等、関係機関に通報します。

16. 苦情処理体制について

当事業所では、居宅基準第74条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

(1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者について

- | | |
|--------------|--|
| ○苦情受付担当者（窓口） | 訪問看護ステーションNico
管理者 西 咲 又は 訪問看護師 |
| ○苦情解決責任者 | 管理者 西 咲 |
| ○事業所連絡先 | 070-1563-9755 |
| ○受付時間 | 原則月曜日～金曜日 9：00～17：00
(国民の休日、12/30～1/2を除く) |

(2) 苦情解決の方法

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その他の相談窓口

当事業所で解決できない苦情等は、他の介護事業者等に申し立てることができます。

介護（予防）サービス計画を作成した居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター（011-632-0550）

お住いの地域の各区役所介護保険・保健福祉・保険年金課

北海道国民健康保険団体連合会〔企画・苦情係〕（011-231-5175）

札幌市市役所介護保険課（011-211-2972）

17. 身分証の携行義務

訪問時、訪問看護師は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18. 第三者評価の実施状況について

北海道では、訪問看護の第三者評価を実施する評価基準がないため、実施できません。

19. 利用料金及び具体的なサービス内容（介護保険（介護予防）、医療保険、保険外）
「指定（介護予防）訪問看護料金表」をご参照ください。

(別紙3)

指定（介護予防）訪問看護 料金表

2025年1月1日現在

●介護保険サービス 利用料金（要介護の方）

	サービス提供時間		利用料金	適応サービス	
	基本的な利用料	20分未満の場合		320円	
20分以上30分未満の場合			480円		
30分以上60分未満の場合			839円		
60分以上90分未満の場合			1,149円		
理学療法士等による訪問20分			300円		
40分			599円		
60分			809円		
介護保険対象 1割自己負担額	サービス種別	金額	概要		
		初回加算（Ⅰ）	358円	初回利用日が退院・退所日の場合（初月のみ）	
	初回加算（Ⅱ）	307円	（Ⅰ）以外（初月のみ）		
	緊急時訪問看護加算	613円	24時間緊急対応体制にある方（毎月）		
	退院時共同指導加算	613円	退院（所）にあたり指導がなされた方（2回まで）		
	特別管理加算（Ⅰ）	511円	特別な管理が必要な方（毎月）		
	特別管理加算（Ⅱ）	256円			
	1時間30分以上の訪問看護	307円	時間延長の必要があった場合（訪問毎）		
	夜間加算・早朝加算	25%増	夜間（午後6時～午後10時まで）/早朝（午前6時～午前8時まで）		
	深夜加算	50%増	深夜（午後10時～午前6時まで）		
	複数の看護師等による訪問看護	(30分未満)	260円	看護補助者の場合206円	
		(30分以上)	411円	看護補助者の場合324円	
	ターミナルケア加算	2,553円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		
	保険適用外（自費）となる場合	<p>・訪問看護をキャンセルした場合：</p> <p>①2日以上前であれば料金発生はありません。</p> <p>②前日の連絡の場合は、2,000円徴収いたします。</p> <p>③当日の（緊急等やむを得ない場合を除く）自己都合によるキャンセル及び訪問時不在の場合は、訪問予定時間に応じた保険料100%にあたる料金を徴収いたします。</p> <p>・ご希望によりエンゼルケアを実施します。お清め料と衛生物品材料費として10,000円になります。</p>			

	<p>・保険サービスの提供時間を延長して実施した場合は、その状況に応じ 30 分につき 3,000 円になります。</p>
--	---

※その他事業所の定める保険適応外サービスについて、別紙 4 参照

※料金表は自己負担割合 1 割の場合。利用料金は負担割合証に記載された給付率によりま
す。

※(介護保険証に定められる)介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合
は、

サービス利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

●介護予防サービス 利用料金 (要支援の方)

介護予防対象 1割自己負担額	基本利用料金	サービス提供時間		利用料金	適応サービス
		20分未満の場合		310円	
		20分以上30分未満の場合		461円	
		30分以上60分未満の場合		811円	
		60分以上90分未満の場合		1,113円	
		理学療法士等による訪問1日20分		289円	
		1日40分		578円	
		1日60分		781円	
	その他の利用料金	サービス種別	金額	概要	
		初回加算(Ⅰ)	358円	初回利用日が退院・退所日の場合(初月のみ)	
		初回加算(Ⅱ)	307円	(Ⅰ)以外(初月のみ)	
		緊急時訪問看護加算	613円	24時間緊急対応体制にある方(毎月)	
		退院時共同指導加算	613円	退院(所)にあたり指導がなされた方(2回まで)	
		特別管理加算(Ⅰ)	511円	特別な管理が必要な方(毎月)	
特別管理加算(Ⅱ)		256円			
1時間30分以上の訪問看護		307円	時間延長の必要があった場合(訪問毎)		
夜間加算・早朝加算		25%増	夜間(午後6時～午後10時まで)/早朝(午前6時～午前8時まで)		
深夜加算		50%増	深夜(午後10時～午前6時まで)		
複数の看護師等による訪問看護		(30分未満)	260円	看護補助者の場合 206円	
		(30分以上)	411円	看護補助者の場合 324円	

※料金表は自己負担割合1割の場合。利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。

※(介護保険証に定められる)介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、

サービス利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

●医療保険サービス 利用料金

医療保険対象 基本利用料金	サービス種別		利用料金	適応サービス
	訪問看護基本療養費Ⅰ (同一建物居住者以外)	週3日まで	5,550円	
	週4日以降	6,550円		
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) (同一日に2人の場合)	週3日まで	5,550円		
	週4日以降	6,550円		
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) (同一日に3人以上の場合)	週3日まで	2,780円		
	週4日以降	3,280円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (同一建物居住者以外) 30分以上	週3日まで	5,550円		
	週4日以降	6,550円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (同一建物居住者以外) 30分未満	週3日まで	4,250円		
	週4日以降	5,100円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人の場合) 30分以上	週3日まで	5,550円		
	週4日以降	6,550円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人の場合) 30分未満	週3日まで	4,250円		
	週4日以降	5,100円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上の場合) 30分以上	週3日まで	2,780円		
	週4日以降	3,280円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上の場合) 30分未満	週3日まで	2,130円		
	週4日以降	2,550円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	1泊2日以上	8,500円		
管理療養費	月の初日	7,670円		
	2日目以降	3,000円		

医療保険対象 その他の料金	サービス種別		利用料金	適応サービス	
	訪問看護ベースアップ評価料(毎月)		780 円		
	D X 情報活用加算 (月額)		50 円		
	24 時間対応体制加算 (1 月につき 1 回)		6,800 円		
	特別管理加算 (毎月)		2,500 円		
	特別管理加算・重症度高 (毎月)		5,000 円		
	退院時共同指導加算(1 回につき)		8,000 円		
	特別管理指導加算 (毎月)		2,000 円		
	退院支援指導加算 (1 回につき)		3,000 円		
	在宅患者連携指導加算 (1 回につき)		6,000 円		
	ターミナルケア療養費 1		25,000 円		
	ターミナルケア療養費 2 (介護施設等)		10,000 円		
	夜間訪問看護加算(午後 6 時～午後 10 時まで)		2,100 円		
	早朝訪問看護加算(午前 6 時～午前 8 時まで)				
	深夜訪問看護加算(午後 10 時～午前 6 時まで)				
	難病等複数回訪問加算		2 回/日訪問	4,500 円	
			3 回以上/日訪問	8,000 円	
	精神科複数回訪問加算		2 回/日訪問	4,500 円	
			3 回以上/日訪問	8,000 円	
	(精神科) 緊急訪問看護加算		1 日につき 1 回	2,650 円	
長時間 (精神科) 訪問看護加算		週 1 回	5,200 円		
複数名 (精神科) 訪問看護加算 (訪問する職員の職種により料金が異なります)			4,500 円 / 3,800 円 / 3,000 円		
精神科重症患者支援管理連携加算イ		月 1 回	8,400 円		
精神科重症患者支援管理連携加算ロ		月 1 回	5,800 円		
訪問看護情報提供療養費 1・2・3 (1 月につき)			1,500 円		

※利用料金の全体額を表記。自己負担料金は保険証等に記載された給付率によります。